○国土交通省告示第五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十一月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2352	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA—VQ25—7V36C	ニッサン　DBA—＊V36	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒G—2353	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA—VQ37—7V36C	ニッサン　DBA—K＊V36	〃

○国土交通省告示第六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十一月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2355	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　DBA—2GRFSE8	レクサス　DBA—GRL10、レクサス　DBA—GRL15	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G—2356	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　DBA—4GRFSE6	レクサス　DBA—GRL11	〃

○国土交通省告示第六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十一月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2357	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAS07A20	ホンダ　DBA—JF1、ホンダ　DBA—JF2	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊒G—2358	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAS07A21	〃	〃

○国土交通省告示第六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十一月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2364	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M—4J111DBA	三菱　DBA—CV2W	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十一月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43—44R—040005	年少者用補助乗車装置　タカタTK04—035	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十二月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43—3R—020105	後部反射器　3M　RR—1001	山形スリーエム株式会社　山形県東根市大字若木5500番地
E43—3R—020106	後部反射器　3M　25—9	〃

○国土交通省告示第六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十二月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2359	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンMT　DBA—HR12—7N17A	ニッサンMT　DBA—＊N17	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年十二月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年一月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2365	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA—1UR—FE1	トヨタ　CBA—URJ202W	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地